

平成18年1月26日

各 位

会 社 名 **株式会社 トップカルチャー**
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 清 水 秀 雄
(コード番号7640・東証 第1部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 保 科 正 人
T E L 0 2 5 - 2 3 2 - 0 0 0 8
<http://www.topculture.co.jp>

ストックオプション（新株予約権）の発行内容に関するお知らせ

当社は、平成18年1月26日開催の取締役会において、平成18年1月26日開催の当社第21回定時株主総会で承認されました、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく「株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件」について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行日

平成18年1月27日

2. 新株予約権の発行数

130個（新株予約権1個当たりの目的たる株式数100株）

3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 13,000株

なお、新株予約権を発行する日以降、当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の株式は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、未行使の新株予約権の目的たる株式の数について当社は必要と認める調整を行う。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際しての払込価額

1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の総額

13,000 円

7. 新株予約権の行使期間

平成 18 年 1 月 27 日から平成 38 年 1 月 31 日まで

8. 新株予約権行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から 5 年間に限り新株予約権を行使できる。
- (2) 前記(1)に関わらず、本新株予約権者は以下の a、b に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - a. 平成 33 年 1 月 31 日に至るまでに新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合には平成 33 年 2 月 1 日より行使できるものとする。
 - b. 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から 30 日間とする。
- (3) 新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- (5) その他細目については、第 21 回定時株主総会決議及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

9. 新株予約権の消却事由

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が承認された場合は、当社は、前記 8.(2)b. に定める 30 日間経過後に行使されなかった本件新株予約権を無償で消却することができるものとする。
- (2) 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて償却することができるものとする。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

10. 新株予約権の行使により新株を発行する場合の当該新株の発行価額のうち資本金に組入れる額

1 株当たり 1 円

11. 新株予約権行使により発行する新株に対する配当金

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する利益配当金及び中間配当金（商法第 293 条ノ 5 による金銭の分配）については、行使請求が毎年 1 月 1 日から翌 4 月 30 日までになされたときは当該年の 1 月 1 日に、毎年 5 月 1 日から 10 月 31 日までになされたときは当該年の 5 月 1 日に、それぞれの株式の発行があったものとみなしてこれを支払う。

12. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要するものとする。

13. 新株予約権証券の発行

当社は新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

14. 行使請求受付場所

当社総務部

15. 新株予約権の権利行使時の払込取扱銀行

北越銀行 小針南支店

16. 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役 合計 5名

【ご参考】

- ・ 第 21 回定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 17 年 12 月 17 日
- ・ 第 21 回定時株主総会の決議日 平成 18 年 1 月 26 日

以 上